

## 第7回運営委員会 議事録

日時：2022年2月25日（金）18：00～19：20

場所：ウェブ開催

出席者：

- 大橋 弘 委員長（東京大学公共政策大学院院長）
- 秋元 圭吾 委員（公益財団法人 地球環境産業技術研究機構 グループリーダー・主席研究員）
- 安藤 至大 委員（日本大学 経済学部 教授）
- 伊藤 武志 委員（大阪大学 社会ソリューションイニシアティブ教授）
- 宇田川 真之 委員（国立研究開発法人 防災科学技術研究所 主幹研究員）
- 島田 雄介 委員（シティニューワ法律事務所 弁護士）

配布資料：

- （資料1）議事次第
- （資料2）委員名簿
- （資料3）会計規程の改正等の内容に関する検討について
- （資料4）新業務開始にともなうガバナンス機能の強化（広域機関の財務・会計機能の整備）
- （資料5）第62回制度検討作業部会で議論された新制度の運営について

- 議題：（1）会計規程の改正等の内容に関する検討について【議論】  
（2）新業務開始にともなうガバナンス機能の強化（広域機関の財務・会計機能の整備）【報告】  
（3）第62回制度検討作業部会で議論された新制度の運営について【報告】

〔議事内容〕

（事務局） ただいまより「第7回運営委員会」を開催する。本日は、議論事項が1件と報告事項が2件となっている。

1つ目の議題は、「会計規程の改正等の内容に関する検討について」である。2022年4月1日施行予定の電気事業法等の改正により、本機関に新たな業務が追加される。それに伴い、資金の運用や調達を行うために、本機関の規程類を改正（整備）する。本日は、資金の運用や調達を行うにあたっての意思決定のあり方等についてご議論・ご審議いただく。

2つ目の議題は、「新業務開始にともなうガバナンス機能の強化（広域機関の財務・会計機能の整備）」についてである。本機関では、再エネ関連業務などの新業務が追加されることに伴い、会計処理の透明性向上やガバナンスの強化を図る取り組みを進めることとしており、4月に向けた新業務遂行の体制整備、並びに資金管理の透明性・財務会計機能の強化の取り組みについてご報告する。

最後の議題は「第62回制度検討作業部会で議論された新制度の運営について」である。2月17日に記載された作業部会にて、新規電源投資について長期間固定収入を確保するための新制度措置について、広域機関を運営主体とすることについて議論がなされたところであり、議論状況等についてご報告するものである。

なお、委員会の録画データや議事録については広域機関のウェブサイトに掲載することを承知頂きたい。また、本日の委員会はウェブ開催のため、委員のみなさまにおかれては、ご発言がある際には、挙手ボタンを押していただきたい。また、ご発言をいただく際にはマイクとビデオ通話をオンにいただき、ご発言が終わったらマイクとビデオ通話をオフにいただきたい。よろしく願います。委員会中に通信接続や音声の乱れが生じた場合は臨機応変に対応させていただく。以降の議事進行は大橋委員長、どうぞよろしく願います。

(大橋委員長)      ご多忙の中、ご参集頂き感謝申し上げます。冒頭でご紹介いただいた議題につき、順に議論を進めてまいりたい。では、最初の議題について事務局から資料のご説明を頂いた後、みなさんと議論をさせて頂くので、よろしく願います。

(事務局)                      ～資料3について説明～

(大橋委員長)      今回、業務が移管されること等に伴って会計規程の変更が必要となる中、今回のご提案は、基本的にガバナンスの質を落とすことなく運用上の機動性及び効率性を確保するための方策として、4つの審議事項をまとめて頂いたものである。これらについて、事務局から案及びその考え方を示して頂いたが、それらについて委員の方々のご意見を自由に頂きたい。

ご意見がある方から、挙手ボタンを押していただければ幸いである。

では、伊藤委員よろしく願います。

(伊藤委員)      事務局からのご提案につき、異論はなく賛同する。その上で、今回のテーマを超える部分や過去に議論があったことも含めて、3点ほど補足申し上げたい。まず、論点1について。以前の運営委員会の場で、システム設計について議論させて頂いた際、例えば、悪意のある方がどうしても現れる確率は、ほんとに僅かではあるがあるため、システムログ（送金履歴等）が残るとか、一人の担当者だけでは変更できないようにする等の対策が必要ではとの指摘をしたところであるが、そうしたことを前提として、今回のご提案になっていると認識しており、それであれば問題ないと受け止めている。

次に、余裕資金の運用とか運用経過報告について。資金運用先が比較的安全なものであると認識しており、その前提においては、例えば年に1度程度の報告といった建て付けは妥当であると受け止めている。

次に、借入金については、これも、おそらく多頻度で多量に借入金が発生することはあまり想定していないと認識しているが、その前提において、今回の提案は妥当であると受け止めている。これらの受け止めをもとに、必要があれば少し事務局から背景についてご説明を頂ければありがたい。

(大橋委員長) コメント感謝申し上げます。では、事務局から回答をお願いします。

(事務局) まず、1点目について。悪意のある職員が現れる、ということは想像したくない一方、そうしたリスクも考えながら業務を遂行しなければならないということで、例えば、再エネ業務では「再エネ業務統合システム」を構築し、なるべく人の手が入らない運用を考えており、一人の担当者が勝手に操作できないような、システム構築を進めているところである。次に、2点目について。資金運用の原資はFIT、FIP納付金であり、こちらの納付金は、概ね1か月単位で資金の移動があることから、1か月単位の譲渡性預金などを考えているところである。もちろん、譲渡性預金であっても途中解約すればリスクはあるが、その点は、運用する金額について影響がない範囲で抑えたいと考えている。次に3点目について。FIT制度ができた当初はいくら交付されるかなどが掴めなかったということもあり、借入を行ったという実績もあると業務移管元から伺っているが、最近はそういったことがない。さらに、現状は余裕も出ており、その資金運用を行っている状況であるため、ご理解の通り、多頻度・多額の借入を行うことはない想定しているが、未来永劫絶対ないということはないので、しっかりと管理してまいりたい。

(伊藤委員) ご回答感謝申し上げます。

(大橋委員長) では、島田委員よろしくをお願いします。

(島田委員) ご説明頂き感謝申し上げます。事務局からの提案内容について、よく整理いただきありがとうございます。いずれも賛成である。その上で、いくつかコメントさせていただく。1点目は、余裕金、解体等積立金、納付金とあって、余裕金の運用というのはあまりなく、その他については運用もあり得ると受け止めたが、資料に記載の通り、「運用の結果、損失が生じるような事態は避けなければならない」というのはまさにそのとおりだと思料する。それについては、条文なりで、運用方法などが定められていて安全な運用が担

保されているということかと思っているのだが、余裕金の運用方法について、スライド 33 ページに記載された省令で「金銭の信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）」と記載されている一方で、解体等積立金等についてはそこまでの記載がないと思われるが、基本的に同様の考え方になるのか、ということを確認したい。

次に、「機動的な資金運用」という点について。かなり安全な資金運用をされるという中、今回の提案をいただいているが、ガバナンスの観点から言うと、それをどうやって担保するのが重要であり、その大きな枠をはめるのが、「総会等で議決をする運用方針」と受け止めている。資料でも「事前の運用方針を丁寧に説明する」旨を記載いただいているが、運用方針である程度の型をはめて、その型の中で実務を遂行していくという全体像を以ってガバナンスを担保していくと受け止めている。

次に、審議事項 3 について。こちらは、年に 1 回程度の報告で妥当と思っている。他方、金融市場の動向が激しい時など特段の状況において、「必要性に応じて年複数回報告をすることも」という話もあるが、どういった場面で報告の必要性があるのかというところは、一定程度の基準なり考え方などをクリアにしておかないと、必要に応じた追加報告の部分が形骸化してしまうのではと少々気になったので、基本的な考え方なり運用方針をお示しする段において検討いただきたい。

(大橋委員長)       では、事務局からコメントがあればよろしく願います。

(事務局)           まず、最初の点について。余裕金等については、電気事業法と再エネ特措法の双方に記載がある。電気事業法では、第 28 条の 54 に業務上の余裕金について記載されている。業務とは、電気事業法第 28 条の 40 に挙げられている業務のことを指すものである。

次に、機動的な運用について。ご指摘の通り、運用方針をしっかりと示すことが非常に重要であると認識している。実運用を行った後段階で、総会・評議員会の皆さまと考え方に齟齬があった、ということが起きないように細かい粒度で整理の上、方針をお示ししていくことかと考えている。

最後に、審議事項 3 の報告の程度について。こちらについては、もちろん事務局でも追加報告を行うべきかどうかを検討する中で、総会、評議員会に掛ける案件は「理事会が必要と認める場合」と定めているので、最終的には理事会に状況をお諮りしたて、追加報告要否を判断してまいりたい。ただ、ご指摘のとおり、追加報告要否の判断の都度、考え方が変わってはいけないので、ご指摘いただいたことを参考にさせていただきたい。

(島田委員) ご回答感謝申し上げます。1点追加で確認させていただきたい。余裕金の運用については、電気事業法第28条の54、解体等積立金と納付金については再エネ特措法の第15条の15及び第41条、という理解でよいか。

(事務局) その通りである。

(島田委員) 先程、申し上げた省令第19条の余裕金の運用方法というのが掛かってきて、ここで、「元本の損失を補てんする契約があるものに限る」という記載があり、余裕金の運用についての規定であるが、これと再エネ特措法に基づく解体等積立金の運用と納付金の運用についても同じような考え方になっているという理解で良いか。

(事務局) その通りである。

(大橋委員長) では、秋元委員よろしく願います。

(秋元委員) 4つの論点ともにしっかり整理されており、ここまでの質疑によってよりクリアになった部分もあるため、事務局の提案に賛同する。資料では、メリット・デメリットと丁寧に記載いただいている中、デメリットの部分はそれほどクリティカルな内容ではないと個人的に理解したし、今回の選択をすることでそれほどリスクが高まるとは思わなかったもので、事務局の提案の通り進めていただければと思料する。

(大橋委員長) では、安藤委員よろしく願います。

(安藤委員) 審議事項の2(12ページ)について。「運用の結果、損失が生じるような事態は避ける」とあるが、何を以て損失が生じているのかということ、少し整理しておいた方が良いかと感じている。長期金利が上がっているという傾向もある中、今後インフレが起こる確率もあるわけであり、インフレ率に負けるような運用は「実質的には損失」とも言えるわけである。つまり、名目の金額として減らなければ良いのか、非常に金利が低い銀行預金に積んでおくことが安全だが、インフレ率に負けて実質的に目減りしてしまうのでは問題かと思ったので、何を以て適切な運用と言えるのかという辺りについてご検討いただければと思う。

次に、審議事項3(16ページ)について。「理事会、評議員会及び総会への報告は」との記載があるが、それぞれ「誰が主体となって」報告するのかを明確にした方が良いかと思料する。審議事項2に記載の通り、余裕金等の運用は理事会の議決で行うとしている中、審議事項の3について誰が誰に報告するのか明確にさせていただいた方が

よい。その上で、報告の頻度を年1回とすることは妥当だと思う。最低基準としてこれは結構だと思うが、「報告回数は必要に応じて複数回行うことも可能」としていることから、例えば評議員会や総会から、運用状況をもう少し頻度高く出してほしいといったニーズがあった場合において、どのような手続きで、またはどの程度の期間のうちに対応するのかといった詳細ルールを定めておいた方が良く感じた次第である。

(大橋委員長)       では、事務局から回答をお願いします。

(事務局)           まず、1点目の適切な運用の考え方について。我々としては、先ずは名目ベースを考えている。しかし、今後金利情勢が変わってきた際に、本当に名目ベースで良いかという考えももちろんあると思うので、頂戴したご意見を参考に今後適宜検討してまいりたい。

次に、審議事項3における報告主体について。こちらについては、明確にしていきたい。

最後に、年複数回報告を行う場合の詳細ルールについても、いただいたご指摘を参考に今後考えてまいりたい。

(大橋委員長)       では、宇田川委員よろしくをお願いします。

(宇田川委員)       ご丁寧にご説明いただき、感謝申し上げます。審議事項については事務局からの提案に異論はない。その上で1点だけ質問させていただきたい。余裕金の運用に係る説明の中で「短期」という話があったが、金銭信託とか国の債権（国債）とか有価証券についても基本的に短期で運用する方針という理解でよいか。

(事務局)           国債についてははっきりと方針が決まっているわけではない。納付金に関しては1か月単位でお金が動いているのでそこは短期しか無理ということである一方、その他にも毎月お金が溜まっていくのだけでも支出は少し先になっている事業もあるので、そういったものは、必ずしも短期だけではなくてある程度長期な運用も含めて検討していくものと考えている。

(宇田川委員)       理解した。

(大橋委員長)       委員の皆さまから多くのコメントを賜り感謝申し上げます。また事務局も丁寧に回答いただき感謝申し上げます。本日提案があった4つの審議事項に関して総じて異論はな

かったので、事務局におかれては今回頂いたご意見を踏まえ、進めていただくようお願いする。

では、2つ目の議題（報告）に移らせていただく。まず、事務局から資料説明をお願いする。

（事務局）           ～資料4について説明～

（大橋委員長）       本内容は報告事項であるが、ポイントは大きく2点ある。1つ目は、財務会計のガバナンス強化に向けて網羅的な取り組みをやっていくこと、2つ目は、内部／外部監査を通じて資金管理の透明性を高めて財務会計機能の強化を図るところである。運営委員会はこうした組織運営に係る事項も取扱う場でもあるため、今回こうした報告を頂いているものであり、委員の皆さまも是非自由にご議論を頂ければと思う。

では、島田委員よろしく願います。

（島田委員）       大変分かりやすく資料整理及びご説明賜り感謝申し上げます。4月から新たな業務が開始し、取り扱う金額も膨大となる上、今後更に拡大していくという、広域機関の役割・責任が非常に大きくなっていくことをあらためて感じたところである。そのような中、業務推進にむけて様々な準備をされているかと思うが、人繰りがかなり大変であろうとは正直感じる場所である。しっかりと人員を確保してはじめて、これだけ大きな役割・責任を果たしていけるということになるので、着々と準備いただいているところかと思うが、業務推進に支障がないような体制整備を是非願いたい。また、本日の論点とは少し離れるかもしれないが、膨大な金額を扱う影響力の大きい業務を担うことになると、最近話題になっているサイバーセキュリティの観点も重要になってくると感じているので、そうした点もよくよく検討していただければと思料する。

（大橋委員長）       では、安藤委員よろしく願います。

（安藤委員）       1点だけコメントさせていただく。11ページで、経理部門の体制整備について、会計室長の新設と職員の増員をしたとあり、これはガバナンスの観点から望ましいことと受け止めている。1点だけ懸念事項を申し上げますと、人手不足の時代になっている中、企業にとっては、離職抑制・リテンションがとても重要な課題になっている。場合によっては、より条件の良い企業に引き抜かれる等、様々な可能性がある中、こういった重責を担う方が仮に退職をした場合にどう業務継続を担保していくのかといった点についても、怠りないようご検討いただければと思う。

(大橋委員長) 広域機関は、プロパー職員と出向者が相まった体制であるが、ご指摘の内容はごもっともであり、コメント感謝申し上げます。では、事務局から回答があればよろしくお願ひする。

(事務局) 島田委員からお話があった人繰りの面について。人材確保をしっかりと行うことはもちろん、仕事量に対して人員が不足するとヒューマンエラーの原因にもなるため、人員の確保のみならず、制度実務が動き出したら業務の全容がより明確に見えてくると思うので、効率化できる業務は効率化を推進するなど、絶えず心がけていきたい。次に、サイバーセキュリティとの関係についても、先日、サイバーセキュリティ担当大臣からそういったご発言もあったことから、しっかりと対応してまいりたい。

安藤委員からお話があった人材流出時における業務継続性といった点について、つまりは業務が上手く引継ぎされるよう体制を取っておくべしといったことと受け止めたところである。ご指摘の点は課題だと認識しており、4月以降、コンサル会社等より業務支援を頂く中で、例えばマニュアルや手順書の作成などもスコープに入れており、ベース業務体制を盤石にすることを通じて、不測の事態が発生しても業務を継続的に推進していけるように努めてまいりたい。

(大橋委員長) 回答につき感謝申し上げます。ただ、一義的には魅力ある職場作りをしていくことだとも思うところである。宇田川委員からは特段のご意見はないと伺っているところだが、他の委員の皆さまは特段ご意見あるか。

(秋元委員／伊藤委員) 特になし。

(大橋委員長) 各委員のご意見も一巡したので、ご報告いただいた内容について、委員から頂いたコメントを踏まえ、引き続きしっかり進めていただきたい。広域機関の業務があまりに増えすぎるのも困ったものだと感じているが、引き続きよろしくお願ひする。

では、最後の議題（報告）に移らせていただく。まず、事務局から資料説明をお願ひする。

(事務局) ～資料5について説明～

(大橋委員長) つい先日の作業部会での話であるが、容量市場の主体である広域機関を複数年度の容量収入が確保できるような新たな制度に係る運営主体とするのはどうか、というお

話があったものである。今後、更に広域機関の役割が拡大する内容として、今回共有いただいたものであるが、ご意見等はあるか。

では、秋元委員よろしく願います。

(秋元委員) 本件に係る具体的な制度議論はまだこれからだと認識している。また、どのような形で広域機関に役割を与えられるのか（業務が発生するのか）についてもこれからの議論である。新しい課題が更に出てきている中、広域機関にお願いせざるを得ない状況かなということ、こうしたエネ庁の資料になったという風に理解している。広域機関側から見ると、また大変な業務・大変な重責を担う業務が追加されるということで心苦しいばかりであるが、広域機関だけで進めていけるものでもないと思うので、制度設計面・人員面など、経済産業省側にもしっかりサポート頂き、体制を構築していくことが重要だと思う。

(大橋委員長) 確認であるが、広域機関の役割の変化ということで今回議題にあげていただいているものであり、本件の内容について今後運営委員会で議論をするという話では現時点では必ずしもない、という理解で良いか。

(事務局) その通りである。

(大橋委員長) どういう電源の新規投資が対象になる等、必ずしも制度設計が明確ではないということのようなので、ご質問もし難いかと思うが、今、秋元委員からもあった通り、エネ庁としっかり連携をしていただくこと、詳細検討の前段でエネ庁にしっかり捌いていただくことが必要かと思料する。やはり餅は餅屋なので、何から何まで広域機関で役割を引き受ける訳にもいかないと思うので、エネ庁に言われるままではなく、言うべきことをしっかりと行っていくことが重要かと思う。

(事務局) コメントにつき感謝申し上げます。頂いたご意見をしっかりとエネ庁にも伝えた上で、しっかり連携とって進めてまいります。

(大橋委員長) 以上で全ての議題につき終了となる。事務局でわかりやすく整理していただいたこともあり円滑な議論ができたこと感謝申し上げます。全体を通じて、何か追加意見やコメントはあるか。

(島田委員) 最後の議題についてコメントさせていただきたい。新たな業務が更に追加されるということで、容量市場にプラスαの制度が入ってくると、これも相当重たい業務にな

ってくるのではないかという気がしている。本制度設計がどのようなものになり、その運営において広域機関としてどのような体制が必要かをこれから検討していく必要があるという意味では、先手で議論が出来ていければと思っており、運営委員会はその中の「体制面」が議論スコープになると受け止めている。そのため、本制度に係る議論状況などについて定期的に共有いただいた上で、準備していくことができれば、我々としても非常に助かるので、その点よろしく願いたい。

(大橋委員長) 事務局よろしいか？

(事務局) ご指摘につき、感謝申し上げます。本制度は、容量市場と似通ったところもあるので、人的なコストがどの程度かかってくるのかといった負担感は、重々承知しているところである。それを考えると、運営委員会の委員の方々には、中身の議論というよりは「運営をどのようにうまくやっていくのか？」とか、「準備は十分行えているのか？」という観点でご議論・ご助言いただくことが非常に重要だと思っている。議題を増やしてしまう事になって非常に心苦しいが、適宜、本委員会の場でもご報告させていただくので、引き続きよろしく願いたい。

(大橋委員長) 私からも一言だけコメントさせていただく。本制度について、これは果たして容量市場なのかということがあると思う。必ずしも容量市場の枠にはめる必要はないのかなと思ひ、人手が足りないから容量市場の委員会に載せるということが果たして本当に正しい判断なのか。それよりも、もっと別の委員会でしっかりと議論して頂いた方がいいのか。そういうところもしっかりと考えて頂いたほうが良いと思う。適切にリソースを確保すればいいのであって、リソースに合わせて議題を矮小化する必要はないかと思う。言い過ぎたかもしれないが、宜しく願います。

では、以上を以って議論終了とさせていただく。最後に、大山理事長からコメントがあればよろしく願います。

(大山理事長) 大橋委員長、皆さま、本日も闊達な議論を賜り感謝申し上げます。広域機関の業務が大変増えており、これからも更に増えるだろうというところ、今日は暖かいお言葉をいただいたのかと受け止めている。業務の中には多額の資金を扱うというのが含まれており、これまでやってきた業務とは大きく性質が異なるものであることはご認識いただいている通りである。慣れない中で業務を進めていく中で、今後も本委員会にお諮り・ご相談する議題が増えるかもしれないが、ご容赦いただければ幸いである。それから一般論であるが、業務はなんでも引き受けるというつもりはもちろんなく、広

域機関がやるべき事をやっていくということだが、「それはうちですか？」というものについては、言うべき意見はしっかり言っていく、という態度で臨もうと思っ  
ている。もちろん先回りして考えていく事も大事だとも思っておるので、今後ともどうぞ  
よろしくお願ひ申し上げます。

(大橋委員長) 理事長からの力強いお言葉感謝申し上げます。それでは最後に事務局から連絡事項が  
あればお願ひする。

(事務局) 本委員会の議事につきまして、議事録をアップするまでの間は、録音データを広域  
機関のウェブサイト公開することをご了承くださいますようお願い申し上げます。な  
お、第八回運営委員会の開催については、議題状況を踏まえ別途ご案内申し上げます。  
引き続きよろしくお願ひいたします。

(大橋委員長) では、以上をもって閉会とする。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

以 上